3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町崎平字ヒラト六一七の一の六八、字手サワ七四一の一、千頭字元沢一三四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヒラト六一七の一の六八・字手サワ七四一の一・字元沢一三四〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字広津一一一五四、一一一五五の一、一一一五六のイ、一一一五六の口、一一一五七、一一一五八、一一一六三、一一一六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字広津一一一五四・一一一五五の一・一一一五六のイ・一一一五六の口・一一一六三・一一一六四の一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字鶴河内字尾平二九一七の一、字シチクノ本二九五九の一から二九五九の三まで、二九六〇・字山際二九六七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二九六八、二九六九の三、二九六九の四、二九六九の六、二九六九の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字シチクノ本二九五九の二・二九五九の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二九六〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区油山字夜打ヶ谷一六〇六の三(国有林)、一六〇五の三、一六〇六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第八百四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
横手市猪岡字鷹匠道下一二七番三から同市猪岡字竜ノ末二〇三番二まで	前	最大 四四	六七〇
		最小 二二	
	後	最大 二二四	
		最小 三三	

○国土交通省告示第八百四十四号

船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第八条の規定に基づき、平成二十八年六月十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

○農林水産省告示第千三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字村上一八五〇五の一〇(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字村上一八五〇五の一〇(国有林。次の図に示す部分に限る。)・一八五〇五の四八(国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)